



平成 30 年 9 月 7 日

各 位

会 社 名 I T b o o k 株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 恩田 饒
(コード: 3742、東証マザーズ)
問合せ先 執行役員 久野 慎一郎
(TEL. 03-6435-8711)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 30 年 10 月 1 日開催予定の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」という。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

平成 30 年 5 月 28 日付「I T b o o k 株式会社とサムシングホールディングス株式会社との共同持株会社設立（共同株式移転）に関する最終契約締結及び株式移転計画書の作成についてのお知らせ」において開示しましたとおり、平成 30 年 6 月 28 日開催の当社定時株主総会及び平成 30 年 6 月 28 日開催のサムシングホールディングス株式会社臨時株主総会において平成 30 年 10 月 1 日（予定）をもって、共同株式移転方式により両社の完全親会社となる ITbook ホールディングス株式会社を設立すること（以下、「本株式移転」という。）に係る「株式移転計画」が承認可決されました。これにより、平成 30 年 10 月 1 日をもって ITbook ホールディングス株式会社が東京証券取引所マザーズ市場に新規上場し、完全子会社となる当社は平成 30 年 9 月 26 日に上場廃止する予定です。そのため、上場に伴う諸規定を削除するとともに、公告方法の変更、監査役会の廃止及びこれら変更に伴う現行定款の各条項の繰り上げ等を行うものであります。（以下、「本定款変更」という。）なお、本定款変更は、平成 30 年 10 月 1 日までに本株式移転の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、平成 30 年 10 月 1 日にその効力を生じるものいたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日 平成 30 年 10 月 1 日（月）
定款変更の効力発生日 平成 30 年 10 月 1 日（月）

(別紙)

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第3条 （機関） 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 （公告の方法） 第5条 当会社の公告は、 <u>電子公告</u> により行う。ただし電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、 <u>日本経済新聞</u> に掲載して行う。	第1条～第3条 （機関） 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 会計監査人 （公告の方法） 第5条 当会社の公告は、 <u>官報</u> に掲載して行う。
第6条 （単元株式数） 第7条 <u>当会社の単元株式数は、100株とする。</u>	第6条 （株券） 第7条 <u>当会社の株式については、株券を発行しない。</u>
（株券の発行） 第8条 <u>当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u> （新設） 第9条 当会社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	（株式の譲渡制限） 第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。
（基準日） 第10条～第17条 （条文記載省略）	（基準日） 第9条 当会社は、 <u>毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定期株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> 2 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第19条～第29条</p> <p>＜条文記載省略＞</p> <p>第5章 監査役 及び 監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、<u>4名以内</u>とする。</p> <p>第31条～第32条</p> <p>＜条文記載省略＞</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第38条～第46条</p> <p>＜条文記載省略＞</p>	<p>＜削除＞</p> <p>第18条～第28条</p> <p>＜条数繰上げ、条文は現行どおり＞</p> <p>第5章 監査役</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第29条 当会社の監査役は、<u>1名以上3名以内</u>とする。</p> <p>第30条～第31条</p> <p>＜条数繰上げ、条文は現行どおり＞</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第32条 監査役は、<u>常勤の監査役を選定することができる。</u></p> <p>＜削除＞</p> <p>＜削除＞</p> <p>＜削除＞</p> <p>＜削除＞</p> <p>第33条～第41条</p> <p>＜条数繰上げ、条文は現行どおり＞</p>
--	--